

平成 2 8 年 (2016 年) 1 0 月 5 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件 1】

1 事故の概要

(1) 事故発生日

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 0 月 2 8 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区本町三丁目 3 0 番先

(3) 事故発生状況

区の職員が、上記番地先の特別区道を車両で走行していたところ、進行方向右側のマンション敷地内から当該特別区道へ出てきた相手方と接触した。この事故により、相手方は、右橈骨を遠位端骨折及び右尺骨を若木骨折した。

2 和解 (示談) の要旨

(1) 相手方は、本件事故により、治療費、傷害慰謝料等の合計 3 5 2, 5 9 5 円の損害を被った。

(2) 区は、上記損害額の全額について、相手方に対して賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち、自動車損害賠償責任保険により保険会社から医療機関へ直接支払われる治療費 1 0 5, 6 8 0 円を除く傷害慰謝料等 2 4 6, 9 1 5 円について、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解 (示談) の成立の日

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 6 月 1 7 日

4 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員の前方不注意により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計 3 5 2, 5 9 5 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方及び医療機関へ直接支払われた。

6 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。

【報告案件 2】

1 事故の概要

(1) 事故発生日

平成 28 年（2016 年）6 月 11 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町三丁目 2 番 5 号先交差点路上

(3) 事故発生状況

区の清掃車が可燃ごみの収集運搬業務中、上記(2)の交差点を右折しようとしたところ、同清掃車が駐車中の相手方の原動機付自転車に接触し、同原動機付自転車が転倒した。これにより、同原動機付自転車の右側バックミラーが破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 2,700 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 28 年（2016 年）7 月 20 日

4 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員の後方確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した原動機付自転車の修理費用 2,700 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

6 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。

【報告案件 3】

1 事故の概要

(1) 事故発生日

平成 28 年（2016 年）6 月 11 日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町三丁目 2 番 5 号先交差点路上

(3) 事故発生状況

区の清掃車が可燃ごみの収集運搬業務中、上記(2)の交差点を右折しようとしたところ、同清掃車が駐車中の原動機付自転車に接触し、これにより転倒した当該原動機付自転車が相手方の経営する店舗に設置されていた展示用ディスプレイに衝突し、同ディスプレイが破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害 31,998 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 28 年（2016 年）7 月 29 日

4 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員の後方確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した展示用ディスプレイの修理費用 31,998 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

6 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。
- (2) 所属長から清掃車の運転手全員に本件事故の概要を説明し、同様の事故を起こさないよう注意喚起を行った。

【報告案件 4～6 2】

1 事件の概要

区の職員が相手方に対し特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和 47 年特別区人事・厚生事務組合条例第 13 号。以下「条例」という。）に基づく休業見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、相手方は、当該見舞金を申請する権利の時効により当該見舞金の支給を受けられず、当該見舞金相当額について損害を被った。

2 和解（示談）の要旨

区は、本件により相手方が損害を被った条例に基づく休業見舞金相当額について、相手方に対して賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 区の賠償責任

本件は、区の職員が相手方に対し条例に基づく休業見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、相手方の当該見舞金を申請する権利を時効により消滅させたものであり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責

任は免れないものと判断した。

4 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、条例に基づく休業見舞金に係る申請が正当になされていれば受け取ることができた当該見舞金相当額であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

5 各案件における和解（示談）成立の日及び賠償額

報告案件	和解（示談）成立の日	賠償額
4	平成28年(2016年)8月18日	60,000円
8、11、15、17、25、26	平成28年(2016年)8月18日	30,000円
5～7、9、10、12～14、 16、18～24、27、28	平成28年(2016年)8月18日	10,000円
31、47～49	平成28年(2016年)8月19日	30,000円
29、30、32～46、50～53	平成28年(2016年)8月19日	10,000円
58	平成28年(2016年)8月24日	60,000円
54、55、59	平成28年(2016年)8月24日	30,000円
56、57	平成28年(2016年)8月24日	10,000円
60～62	平成28年(2016年)8月25日	10,000円

6 事件後の対応について

- (1) 見舞金支給事務についてマニュアルを整備し、担当内での点検・確認を徹底することとした。
- (2) 公務災害等の案件一覧を整備し、月2回、進行管理状況を統括管理者に報告することとした。
- (3) 事務の引継ぎを確実にを行うことにより、再発防止に努めることとした。